

		要支援1	要支援2
介護 保険 給付	介護保険施設サービス費	4,460	5,550
	体制加算合計	300	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(介護保険サービス単位数合計の8.3%)	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(介護保険サービス単位数合計の2.3%)	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護保険サービス単位数合計の1.6%)	
	介護 給付 額計 (小数点以下四捨五入)	費用	5,340
1割負担額		534	657
2割負担額		1,068	1,313
3割負担額		1,602	1,970
自己 負担 分	食費 (朝 410円、 昼 550円、 夜 485円)	第1段階	300
		第2段階	600
		第3段階①	1,000
		第3段階②	1,300
		第4段階	1,445
	滞在費	第1段階	320
		第2段階	420
		第3段階①②	820
第4段階		1,171	
ご利用者負担額計	第1段階(1割)	1,154	1,277
	第2段階(1割)	1,554	1,677
	第3段階(1割①)	2,354	2,477
	第3段階(1割②)	2,654	2,777
	第4段階(1割)	3,150	3,273
	第4段階(2割)	3,684	3,929
	第4段階(3割)	4,218	4,586

《介護保険給付の対象となるサービス体制の加算》

①機能訓練体制加算：機能訓練の職務に従事する常勤の理学療法士等を、1名以上配置し、機能訓練又は機能訓練に関する助言、指導を行う体制を確保しています。

(費用：120円/日)

②サービス提供体制強化加算Ⅱ：ショートステイに関わる職員の総数のうち、介護福祉士を60%以上配置し、安定的な介護サービスの提供を行っています。

(費用：180円/日)

③介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護職員の処遇改善及び質の向上のための計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることにより算定いたします。(介護保険サービス単位数合計の8.3%)

④介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ：③の算定により、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、他職員も含めて処遇改善及びスキルアップを行うための計画を策定し当該計画に基づき適切な措置を講じることにより算定いたします。(介護保険サービス単位数合計の2.3%)

⑤介護職員等ベースアップ等支援加算：介護職員の処遇改善等を目的とし、改善する措置を講じることにより算定いたします。(介護保険サービス単位数合計の1.6%)

⑥送迎加算：利用者に対して送迎を行った場合。

(費用：1,840円/回)

⑦療養食加算：医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

(費用：80円/回)

⑧若年性認知症利用者受入加算：個別に担当者を決め、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じた、サービス提供を行います。(費用：1,200円/日)

(※加算については要件により変更することがあります。その際は文書でお知らせをいたします。)

		要支援1	要支援2
介護 保険 給付	介護保険施設サービス費	4,460	5,550
	体制加算合計	300	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(介護保険サービス単位数合計の8.3%)	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	(介護保険サービス単位数合計の2.3%)	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(介護保険サービス単位数合計の1.6%)	
	介護 給付 額計 (小数点以下四捨五入)	費用	5,340
1割負担額		534	657
2割負担額		1,068	1,313
3割負担額		1,602	1,970
自己 負担 分	食費 (朝 410円、 昼 550円、 夜 485円)	第1段階	300
		第2段階	600
		第3段階①	1,000
		第3段階②	1,300
		第4段階	1,445
	滞在費	第1段階	0
		第2段階	370
		第3段階①②	370
第4段階		855	
ご利用者負担額計	第1段階(1割)	834	957
	第2段階(1割)	1,504	1,627
	第3段階(1割①)	1,904	2,027
	第3段階(1割②)	2,204	2,327
	第4段階(1割)	2,834	2,957
	第4段階(2割)	3,368	3,613
	第4段階(3割)	3,902	4,270

※電気代として、テレビ、冷蔵庫、パソコン、加湿器、充電式携帯電話及び髭剃り、扇風機、CDラジカセ等につきましては1日あたり1台10円、電気毛布や電気ヒーター等につきましては1日あたり1台50円をご負担いただきます。また、個別に酸素濃縮装置、吸入器等の医療機器を使用する場合は、別途電気代をいただきます。酸素濃縮装置については1ℓまで日50円・2ℓまで100円・3ℓまで150円、吸入器については1日10円をご負担いただきます。

※第3段階①は年金収入等が80万円超120万円以下の方。第3段階②は年金収入等が120万円超の方。

①②ともに、世帯の全員が市民税非課税の方（世帯分離をしている配偶者を含む）